

兼することと主要對稱であらう。

五、高知縣秋小争訟は以落地主の契約小作料確保を目的とする土地取上りに對する争訟の關係訴訟地主を見るに十町以上三名、五町以上四名、三町七名、一町以下二名で、土地賣渡、自作水のため地主は強引攻勢である。七年にはぐくまり請得も知照報告も成立せしが九月には判決言議がある。地主の明殺の執行宣言申請に對し、小作側は右申請の却下、或は執行停止を申請中だ。この争訟で注目すべきは、それと並行して、村役場に對する大衆的争訟がなされて来たことである。

八年七月 村裁戦、十二名のうち五名獲得

八年五月 村長となつた川島米を解職せしめ

八年十月 新に成立した役場員を中心とする新旧役場員の送迎会を紛争

九年三月 予集町村会に於て村長の除名を給んが、変更せしめ現下多數割議決下つて紛争中

六、京都の水澤争訟及岩田争訟は關係及別、人員に於て近來では珍らしく大きな争訟の一つであるが、小作料改訂期に地主側が小作料引上の意向を示した事。及び小作人側の三割程度の償還的償還要求に對して、地主がいきなり攻撃をくりはした事とが特徴である。

七、徳島の津源助争訟は昭和七、八年頃の農園小作料減免争訟。他の地主が十九円で解決してゐるのに二、十二円でもいやだと云ふ地主の絶対権力をかりまはす訴訟狂ひの困業地主である。關係小作人四三名及別八町弱、地主の請求額四千円だが、マユ安の爲小作人は飯米にも困つてゐるので大抵の地主なり還算する処だ。官憲や小作官などからも嫌はられての全く孤立してゐるからには、飯米貸下運動と

結び付けて社会戦を引き起すのに好都合であらう。

八、阿波と筑路には旧時領領の能くなき採取のからだおとして、今尚ほ其の秋年賣が残つてゐるが、この秋年賣の全額を期して、徳島と兵庫が共同争訟をすゝめてゐる。徳島に於けるこの運動の中心地は秋野郡地方古野川右岸の水田地帯で、全農同盟を起落木組飯によつて結成させる爲、秋野会やリッフレットの持ち込め等、宣伝活動中であるが、この題目は非南の大衆性でもち、赤組大衆の大きな期待となつてゐる。早くも地主は検査をなすともよむといふと懐疑を以て出てゐる。懸案は小作人団体を調べてこれに、かけること天に、地主に對しては直接に開始した。

九、茨城並部には、中小地主の没落に伴ふ土地取止が多い。大阪、東京は大都市に近いため土地取止の緩急がよく分つてゐる。大阪止は屋争訟の判決は小作料確保を確認した。その他解決せる大争訟には面張争訟(秋田)行橋争訟(福岡)下遠小争訟(青森)があり、本解決の大争訟には止 川争訟(秋田)、地ノ畷、大崎、井東各争訟(新巻)その他がある。

十、福岡、新巻争訟はグローカーが執行其他の債権者と結託して、土地売渡の際に安く落としてそれをも小作人に高く賣りつけると云ふ傾向がある。これに對しては、土地は買ひな、はなすな、の入口トが、不買同盟を結成してオハニトになつてゐる。

十一、凶作が愈々確実となつた。新潟に於ては地主が自己に有利な收穫見廻りを作成する爲、証據保全の對策に出心、すなはち多數の地主団体が検査を申請した。全農に之に對し、すなはち大衆見委員をあげ、